

# 報 酬 規 程

岩崎優子法律事務所

平成19年5月1日  
平成31年2月1日改訂

# 目 次

第1章 総 則.....	3
第2章 法律相談料等.....	6
第3章 着手金及び報酬金	
第1節 民事事件	
第1款 通則.....	6
第2款 民事事件の着手金及び報酬金に関する一般基準.....	8
第3款 民事事件費用の事件類型別特則	
第1項 個人の債務整理事件.....	10
第2項 法人又は個人事業者の債務整理事件.....	11
第3項 損害賠償請求.....	13
第4項 不動産関係.....	14
第5項 マンション・建築等.....	15
第6項 労働事件.....	17
第4款 民事事件費用の手続類型別特則.....	18
第2節 家事事件	
第1款 相続.....	21
第2款 夫婦関係.....	23
第3款 成年後見.....	25
第4款 その他の家事事件.....	25
第3節 刑事事件.....	25
第4節 少年事件.....	26
第5節 心神喪失者等に基づく医療観察法事件.....	27
第6節 行政事件.....	28
第4章 手数料.....	28
第5章 時間制.....	32
第6章 顧問料.....	32
第7章 日当.....	33
第8章 実費等.....	33
第9章 委任契約の清算.....	34

# 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、当事務所が受任処理する法律事務に関する弁護士報酬に関する基準を定めることを目的とする。

(個別契約による報酬決定)

第2条 当事務所は、この規程を基準とし、個別事件等に関する弁護士報酬を依頼者との合意によって定めることとし、原則として委任契約書を作成し報酬に関する合意を明確にする。

(弁護士報酬の種類)

第3条 弁護士報酬は、法律相談料、書面による鑑定料、着手金、報酬金、手数料、顧問料及び日当とする。

2 前項の用語の意義は、次表のとおりとする。

法律相談料	依頼者に対して行う法律相談の対価をいう。
書面による鑑定料	依頼者に対して行う書面による法律上の判断又は意見の表明の対価をいう。
着手金	事件又は法律事務（以下「事件等」という。）の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その結果の如何にかかわらず受任時に受けるべき委任事務処理の対価をいう。
報酬金	事件等の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その成功の程度に応じて受ける委任事務処理の対価をいう。
手数料	原則として1回程度の手続又は委任事務処理で終了する事件等についての委任事務処理の対価をいう。
顧問料	契約によって継続的に行う一定の法律事務の対価をいう。
日当	弁護士が、委任事務処理のために事務所所在地を離れ、移動によってその事件等のために拘束されること（委任事務処理自体による拘束を除く。）の対価をいう。

(弁護士報酬の支払時期)

第4条 着手金は、事件等の依頼を受けたときに、報酬金は、事件等の処理が終了したときに、その他の弁護士報酬は、この規程に特に定めのあるときはその規定に従い、特に定めのないときは、依頼者との協議により定められたときに、それぞれ支払いを受ける。

(事件等の個数等)

第5条 弁護士報酬は、1件ごとに定めるものとし、裁判上の事件は審級ごとに、裁判外の事件等は当初依頼を受けた事務の範囲をもって1件とする。ただし、同一弁護士が引き続き上訴審を受任したときの報酬金については、特に定めのない限り、最終審の報酬金のみを受ける。

2 裁判外の事件等が裁判上の事件に移行したときは、別件とする。

(弁護士の報酬請求権)

第6条 弁護士は、各依頼者に対し、弁護士報酬を請求することができる。

2 次の各号の①に該当することにより、受任件数の割合に比して1件あたりの執務量が軽減されるときは、弁護士は、第2章ないし第5章及び第7章の規定にかかわらず、弁護士報酬を適正妥当な範囲内で減額することができる。

- ① 依頼者から複数の事件等を受任し、かつその紛争の実態が共通であるとき。
- ② 複数の依頼者から同一の機会に同種の事件等につき依頼を受け、委任事務処理の一部が共通であるとき。

3 1件の事件等を複数の弁護士が受任したときは、次の各号の1に該当するときに限り、各弁護士は、依頼者に対し、それぞれ弁護士報酬を請求することができる。

- ① 各弁護士による受任が依頼者の意思に基づくとき。
- ② 複数の弁護士によらなければ依頼の目的を達成することが困難であり、かつその事情を依頼者が認めたとき。

(弁護士の説明義務等)

第7条 弁護士は依頼者に対し、あらかじめ弁護士報酬及びその他の費用について、十分に説明しなければならない。なお弁護士は法律事務を依頼しようとする者から申出があったときはその法律事務の内容に応じた報酬見積書を作成し交付するように努める。

2 弁護士は、事件等を受任したときは、原則として委任契約書を作成する。

3 委任契約書には、受任する法律事務の表示及び範囲、弁護士報酬等種類、金額、算定方法及び支払時期並びに委任契約が途中で終了した場合の清算方法その他

の特約事項を記載する。

- 4 弁護士は、依頼者から申し出のあるときは、弁護士報酬等の額、その算出方法及び支払時期に関する事項等を記載した弁護士報酬説明書を交付しなければならない。ただし、前2項に定める委任契約書を作成した場合は、この限りでない。

(弁護士報酬の減免等)

第8条 依頼者が経済的資力に乏しいとき又は特別の事情があるときは、弁護士は、第2章ないし第7章の規定にかかわらず、弁護士報酬の支払時期及び方法を変更し又はこれを減額若しくは免除することができる。

- 2 着手金及び報酬金を受ける事件等につき、依頼の目的を達することについての見通し又は依頼者の経済的事情その他の事由により、着手金を規定どおり受けることが相当でないときは、弁護士は、第3章の規定にかかわらず、依頼者と協議のうえ、着手金を減額して、報酬金を増額することができる。ただし、着手金及び報酬金の合計額は、第17条の規定により許容される着手金と報酬金の合算額を超えてはならない。

(弁護士報酬の特則による増額)

第9条 依頼を受けた事件等が、特に重大若しくは複雑なとき、審理若しくは処理が著しく長期にわたるとき又は受任後同様の事情が生じた場合において、前条第2項又は第2章ないし第4章の規定によっては弁護士報酬の適正妥当な額が算定できないときは、弁護士は、依頼者と協議のうえ、その額を適正妥当な範囲内で増額することができる。

(消費税に相当する額)

第10条 この規程に定める額に、消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき、弁護士の役務に対して課せられる消費税の額を加算する。

## 第2章 法律相談料等

(法律相談料)

第11条 法律相談料は、30分ごとに5,000円とする。

(書面による鑑定料)

第12条 書面による鑑定料は、100,000円から300,000円の範囲の額とする。

- 2 前項において、事案が特に複雑又は特殊な事情があるときは、弁護士は依頼者と協議のうえ、前項に定める額を超える書面による鑑定料を受けることができる。

## 第3章 着手金及び報酬金

### 第1節 民事事件

#### 第1款 通則

(民事事件の着手金及び報酬金の算定基準)

第13条 本節の着手金及び報酬金については、この規程に特に定めのない限り、着手金は事件等の対象の経済的利益の額を、報酬金は委任事務処理により確保した経済的利益の額をそれぞれ基準として算定する。

(経済的利益 — 算定可能な場合)

第14条 前条の経済的利益の額は、この規程に特に定めのない限り、次のとおり算定する。

1. 金銭債権は、債権総額（利息及び遅延損害金を含む。）
2. 将来の債権は、債権総額から中間利息を控除した額
3. 継続的給付債権は、債権総額の10分の7の額。ただし、期間不定のものは、7年分の額
4. 賃料増減額請求事件は、増減額分の7年分の額
5. 所有権は、対象たる物の時価相当額

6. 占有権、地上権、永小作権、賃借権及び使用借権は、対象たる物の時価の2分の1の額。ただし、その権利の時価が対象たる物の時価の2分の1の額を超えるときは、その権利の時価相当額
7. 建物についての所有権に関する事件は、建物の時価相当額に、その敷地の時価の3分の1の額を加算した額。建物についての占有権、賃借権及び使用借権に関する事件は、前号の額に、その敷地の時価の3分の1の額を加算した額
8. 地役権は、承役地の時価の2分の1の額
9. 担保権は、被担保債権額。ただし、担保物の時価が債権額に達しないときは、担保物の時価相当額
10. 不動産についての所有権、地上権、永小作権、地役権、賃借権及び担保権等の登記手続請求事件は、第5号、第6号、第8号及び前号に準じた額
11. 詐害行為取消請求事件は、取消請求債権額。ただし、取消される法律行為の目的の価額が債権額に達しないときは、法律行為の目的の価額
12. 共有物分割請求事件は、対象となる持分の時価の3分の1の額。ただし、分割の対象となる財産の範囲又は持分に争いのある部分については、争いの対象となる財産又は持分の額
13. 遺産分割請求事件は、対象となる相続分の時価相当額。ただし、分割の対象となる財産の範囲及び相続分について争いのない部分については、その相続分の時価相当額の3分の1の額
14. 遺留分減殺請求事件は、対象となる遺留分の時価相当額
15. 金銭債権についての民事執行事件は、請求債権額。ただし、執行対象物件の時価が債権額に達しないときは、第1号の規定にかかわらず、執行対象物件の時価相当額（担保権設定、仮差押等の負担があるときは、その負担を考慮した時価相当額）

（経済的利益算定の特則）

第15条 前条で算定された経済的利益の額が、紛争の実態に比して明らかに大きいときは、弁護士は、経済的利益の額を、紛争の実態に相応するまで、減額しなければならない。

2 前条で算定された経済的利益の額が、次の各号の1に該当するときは、弁護士は、経済的利益の額を、紛争の実態又は依頼者の受ける経済的利益の額に相応するまで、増額することができる。

- ① 請求の目的が解決すべき紛争の一部であるため、前条で算定された経済的利益の額が紛争の実態に比して明らかに小さいとき。

- ② 紛争の解決により依頼者の受ける実質的な利益が、前条で算定された経済的利益の額に比して明らかに大きいとき。

(経済的利益 — 算定不能な場合)

第16条 第14条により経済的利益の額を算定することができないときは、その額を800万円とする。

- 2 弁護士は、依頼者と協議のうえ、前項の額を、事件等の難易、軽重、手数の繁簡及び依頼者の受ける利益等を考慮して、適正妥当な範囲内で増減額することができる。

## 第2款 民事事件の着手金及び報酬金に関する一般基準

(民事事件の着手金及び報酬金)

第17条 訴訟事件、非訟事件、家事審判事件、行政審判等事件及び仲裁事件の着手金及び報酬金は、この規程に特に定めのない限り、経済的利益の額を基準として、それぞれ次表のとおり算定する。

経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下の部分	8%	16%
300万円を超え3,000万円以下の部分	5%	10%
3,000万円を超え3億円以下の部分	2%	5%
3億円を超える部分	1%	3%

- 2 前項の着手金及び報酬金は、事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができる。
- 3 民事事件につき同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、前2項にかかわらず、着手金を適正妥当な範囲内で減額することができる。
- 4 前3項の着手金は、100,000円を最低額とする。ただし、経済的利益の額が125万円未満の事件の着手金は、事情により100,000円以下に減額することができる。

(保全命令申立事件等)

第18条 仮差押及び仮処分各命令申立事件（以下「保全命令申立事件」という。）の

着手金は、第17条の規定により算定された額の2分の1とする。ただし、審尋又は口頭弁論手続を要する場合は、同条の規定により算定された額の3分の2とする。

- 2 前項の事件が重大又は複雑であるときは、第17条の規定により算定された額の4分の1の報酬金を受けることができる。ただし、審尋又は口頭弁論を経たときは、同条の規定により算定された額の3分の1の報酬金を受けることができる。
- 3 第1項の手続のみにより本案の目的を達したときは、前項の規定にかかわらず、第17条の規定に準じて報酬金を受けることができる。
- 4 保全執行事件は、その執行が重大又は複雑なときに限り、保全命令申立事件とは別に着手金及び報酬金を受けることができるものとし、その額については、次条第1項及び第2項の規定を準用する。
- 5 第1項の着手金及び第2項の報酬金並びに前項の着手金及び報酬金は、本案事件と併せて受任したときでも、本案事件の着手金及び報酬金とは別に受けることができる。
- 6 保全命令申立事件及び保全執行事件の着手金は、100,000円を最低額とする。

(民事執行事件等)

第19条 民事執行事件の着手金は、第17条の規定により算定された額の2分の1とする。

- 2 民事執行事件の報酬金は、第17条の規定により算定された額の4分の1とする。
- 3 民事執行事件の着手金及び報酬金は、本案事件に引き続き受任したときでも、本案事件の着手金及び報酬金とは別に受けることができる。ただし、着手金は第17条の規定により算定された額の3分の1とする。
- 4 執行停止事件の着手金は、第17条の規定により算定された額の2分の1とする。ただし、本案事件に引き続き受任するときは、同条の規定により算定された額の3分の1とする。
- 5 前項の事件が重大又は複雑なときは、第17条の規定により算定された額の4分の1の報酬金を受けることができる。
- 6 民事執行事件及び執行停止事件の着手金は、50,000円を最低額とする。

### 第3款 民事事件費用の事件類型別特則

## 第1項 個人の債務整理事件

(自己破産・免責申立)

第20条 個人の自己破産・免責申立事件の費用は次のとおりとする。

- |                           |            |
|---------------------------|------------|
| ① 債権者数15社以内               | 200,000円   |
| ② 債権者数16社以上               | 300,000円   |
| ③ 特別の事務を伴う場合(重大な免責不許可事由等) | 350,000円以上 |

2 過払金を回収した場合には、これに加えて、回収額の20%(税別)を報酬とする。

(個人再生申立事件(給与所得者再生・小規模個人再生))

第21条 個人再生申立事件の費用は次のとおりとする。

- |                    |          |
|--------------------|----------|
| ① 住宅資金特別条項を利用しない事案 | 300,000円 |
| ② 住宅資金特別条項を利用する事案  | 350,000円 |

2 再生計画に基づく支払を代理人が代行する場合、その管理手数料は、月額、3,000円とする。

3 過払金を回収した場合には、これに加えて、回収額の20%(税別)を報酬とする。

(民事再生申立事件(給与所得者再生・小規模個人再生事件以外))

第22条 個人の民事再生申立事件(給与所得者再生・小規模個人再生事件以外)の費用は次のとおりとする。

- |       |                           |
|-------|---------------------------|
| ① 着手金 | 400,000円                  |
| ② 報酬金 | 再生計画認可決定により免除を受けた金額の1%相当額 |

2 裁判所に納める予納金など事件処理に要する実費は、別途請求する。

(任意整理事件)

第23条 個人の任意整理事件の費用は次のとおりとする。

- |                    |              |
|--------------------|--------------|
| ① 債権者数1社につき        | 30,000円。     |
| ② 債権者数が17社を超えた場合は、 | 500,000円とする。 |



- |                  |      |
|------------------|------|
| ① 5000万円までの部分    | 3%   |
| ② 1億円までの部分       | 2%   |
| ③ 1億円を超え3億円までの部分 | 1%   |
| ④ 3億円以上の部分       | 0.5% |

- 2 再生計画認可決定が確定した場合その後の履行確保のために顧問契約を締結したうえで支払う顧問料は、月額54,000円以上とする。

(任意整理事件)

第26条 法人の任意整理事件の費用は次のとおりとする。

(1) 着手金

- |              |              |
|--------------|--------------|
| ① 会社を整理する場合  | 1,050,000円以上 |
| ② 事業の継続をする場合 | 1,575,000円以上 |

(2) 報酬金

事業を継続する場合には債権者から免除を受けた債務額に対する以下の割合による金額

- |             |    |
|-------------|----|
| ① 金5000万円まで | 3% |
| ② 金1億円まで    | 2% |
| ③ 金1億円を超える額 | 1% |

- 2 個人事業者の任意整理事件の費用は次のとおりとする。

- |                 |                                     |
|-----------------|-------------------------------------|
| ① 債権者数20社以内     | 500,000円                            |
| ② 債権者数20社を超える場合 | 500,000円に20社を超える債権者1社につき金20,000円を加算 |

### 第3項 損害賠償請求

(医療過誤事件)

第27条 医療過誤事件における患者側の着手金及び報酬金は、次のとおりとする。

- (1) 証拠保全手続
  - ① 証拠保全手続のみ 200,000円
  - ② 証拠保全手続及び内容の分析を行う場合 300,000円  
ただし、医師に対する意見書作成依頼又は意見聴取費用は別途。
- (2) 交渉・医療紛争審査会への申立及び調停申立
  - ① 着手金 100,000円
  - ② 報酬金 回収額の15% (ただし、最低額100,000円)
- (3) 訴訟
  - ① 着手金 300,000円  
ただし、(2)から受任する場合は200,000円  
事案によって50%の範囲で増減できる。
  - ② 報酬金 回収額の20%

2 医療過誤事件における病院側での対応に関する着手金及び報酬金は、第17条の例による。

(交通事故に基づく損害賠償請求事件)

第28条 交通事故に基づく損害賠償請求事件のうち、被害者から加害者側に対する人身に関する賠償請求で加害者側が損害保険に加入している場合の着手金及び報酬金は次のとおりとする。

- (1) 着手金 100,000円
- (2) 報酬金
  - ① 受任時点で相手方からの提示額がある場合には、提示金額に上積された部分を基準とし、上積金額の20%。
  - 2 受任時点で相手方からの提示金額がない場合には、保険金受領額を基準として次表のとおり算定する。

受領額	報酬金
300万円以下の部分	15%
300万円を超え3,000万円以下の部分	10%
3,000万円を超え3億円以下の部分	7%
3億円を超える部分	5%

2 前項(2)の報酬金額は、事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができる。

#### 第4項 不動産関係

(建物明渡)

第29条 建物明渡請求事件の着手金及び報酬金は次のとおり。

(1) 賃料滞納を理由とする場合

① 着手金 賃料の3か月分(最低100,000円)

② 報酬金 賃料の3か月分(最低100,000円)

ただし、滞納賃料の回収は別途第17条の基準による。

(2) その他(用法違反、更新拒絶)の理由による場合

① 着手金 賃料の6か月分(最低200,000円)

② 報酬金 賃料の6か月分(最低200,000円)

2 前項(2)の報酬金額は、事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができる。

(建物収去・土地明渡)

第30条 建物収去・土地明渡請求事件の着手金及び報酬金は次のとおりとする。

① 着手金 土地の時価を経済的利益として、第17条の基準による。

② 報酬金 同上

(登記)

第31条 登記手続請求事件の着手金及び報酬金は次のとおりとする。

(1) 所有権移転・抹消登記手続請求事件

① 着手金 物件の時価を経済的利益として、第17条の基準による。

② 報酬金 同上

(2) 抵当権抹消登記手続請求事件

① 着手金 抵当権設定時の被担保債権額を経済的利益として、第17条の基準による。

② 報酬金 同上

(不動産仮処分)

第32条 不動産に関する処分禁止及び占有移転禁止仮処分手続申請の着手金及び報酬金は次のとおりとする(18条参照)。

① 着手金 物件の経済的利益の2分の1を経済的利益として、第17条の基準による。

② 報酬金 同上

(借地非訟事件)

第33条 借地非訟事件の着手金及び報酬金は、次のとおりとする。

- ① 着手金 借地権の額の5パーセント（最低200,000円）
- ② 報酬金 借地権の額の10パーセント（最低400,000円）

(境界に関する事件)

第34条 境界確定訴訟、境界確定を含む所有権に関する訴訟その他境界に関する訴訟の着手金及び報酬金は、次のとおりとする。

- ① 着手金 300,000円～
- ② 報酬金 500,000円～

(共有物分割請求事件)

第35条 不動産に関する共有物分割請求事件の着手金及び報酬金は次のとおりとする（14条⑫参照）。

- ① 着手金 依頼者の主張する持分の時価の3分の1を経済的利益として、第17条の基準による。
- ② 報酬金 確保した経済的利益に対し第17条の基準による。

## 第5項 マンション・建築等

(マンションを巡る事件費用—依頼者・管理組合)

第36条 マンションをめぐる事件のうち管理組合からの依頼事件の費用は次のとおりとする。

(1) 管理費滞納

- ① 先取特権競売 手数料 150,000円～
- ② 物上代位 手数料 200,000円～
- ③ 59条競売訴訟 着手金 200,000円～  
報酬 200,000円～  
競売手数料 150,000円～

④ 交渉・調停・訴訟 一般事件と同様

(2) 管理規約改正

起案、総会運営 100,000円

(3) 意見書作成（理事長宛）

難易度に応じて、30,000円～50,000円

(4) 総会立会、理事会立会

帯広市内に限り、1時間当たり10,000円（移動時間含む）

(5) 合意書作成

難易度に応じて、30,000円～50,000円

(6) 顧問契約

入居者1人あたり月額500円

(7) 欠陥住宅問題 一般の欠陥住宅問題と同様

(欠陥住宅—依頼者・住宅取得者)

第37条 欠陥住宅事件のうち依頼者が住宅取得者である場合の費用は次のとおりとする。

(1) 交渉 着手金のみ30,000円

(2) 調停、訴訟 一般事件と同様

(3) 現地立会

帯広市内に限り、1時間当たり10,000円（移動時間含む）

(4) 建築士に対する相談料、調査費用、報告書作成料などは別途請求する。

(中高層住宅建築紛争—依頼者・近接住民)

第38条 中高層住宅建築紛争のうち、日照、地盤、騒音、風害等等依頼者が近接住民である事件の費用は次のとおりとする。

(1) 住民説明会立会、現地立会

帯広市内に限り、1時間当たり10,000円（移動時間含む）

(2) 着工・続行禁止仮処分

着手金 依頼者が一軒屋の住民の場合 500,000円

依頼者がマンションオーナー・管理組合の場合

マンションの規模に応じて1,000,000～

1,500,000円

報酬 着手金の2倍の額を上限として協議する

(3) 簡裁調停

着手金 300,000円

報酬 着手金の2倍の額を上限として協議する

## 第6項 労働事件

(未払い事件)

第39条 賃金、解雇予告手当、時間外手当、退職金等の未払いが問題となる事件の費用は次のとおり。

(1) 使用者

① 着手金

第17条の基準による。

上記基準は保全処分又は労働審判から対応することを前提とし、訴訟移行時には金100,000円を加算する。

② 報酬

第17条の基準による。

(2) 労働者

使用者の例に従う。ただし、労働者の事件については、法律扶助制度を積極的に活用し、労働者の経済的困窮に配慮する。

(地位確認等事件)

第40条 整理解雇、懲戒解雇、普通解雇、配置転換、その他の処分（地位降格、減給等）の効力が問題となる事件の費用は次のとおりとする。

(1) 使用者

① 着手金

労働者が1人の場合は金300,000円とし、労働者が1人増える毎に200,000円を加算する。

ただし、上記基準は保全処分又は労働審判から対応することを前提とし、訴訟移行時には金100,000円を加算する。

② 報酬

i) 処分目的を達成した場合

労働者が1人の場合は金300,000円とし、労働者が1人増える毎に金200,000円を加算する。

ii) 処分目的を達成せず、請求金額を減額するに止まった場合

第17条の基準による。

(2) 労働者

① 着手金

使用者の着手金の例に従う。ただし、労働者の事件については、法律扶助制度を積極的に活用し、労働者の経済的困窮に配慮する。

② 報酬

第17条の基準による。

(労働争議の立会い)

第41条 労働争議の立会いは、当事務所と顧問契約を締結した企業から依頼があったときに限り受任する。

2 着手金を金300,000円とし、その他に日当として1日につき金50,000円を加算する。

#### 第4款 民事事件費用の手続類型別特則

(調停事件及び示談交渉事件)

第42条 調停事件及び示談交渉（裁判外の和解交渉をいう。以下同じ。）事件の着手金及び報酬金は、この規程に特に定めのない限り、それぞれ第17条第1項及び第2項又は第45条第1項及び第2項の各規定を準用する。ただし、それぞれの規定により算定された額の3分の2に減額することができる。

2 示談交渉事件から引き続き調停事件を受任するときの着手金は、この規程に特に定めのない限り、第17条第1項及び第2項又は第45条第1項及び第2項の各規定により算定された額の2分の1とする。

3 示談交渉事件又は調停事件から引き続き訴訟その他の事件を受任するときの着手金は、この規程に特に定めのない限り、第17条第1項及び第2項又は第45条第1項及び第2項の各規定により算定された額の2分の1とする。

4 前3項の着手金は、100,000円（第45条の規定を準用するときは、50,000円）を最低額とする。ただし、経済的利益の額が125万円未満の事件の着手金は、事情により100,000円（第45条の規定を準用するときは50,000円）以下に減額することができる。

(契約締結交渉)

第43条 示談交渉事件を除く契約締結交渉の着手金及び報酬金は、経済的利益の額を基準として、次表のとおり算定する。

経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下の部分	2%	4%
300万円を超え3,000万円以下の部分	1.5%	2.5%
3,000万円を超え3億円以下の部分	0.5%	1%
3億円を超える部分	0.3%	0.6%

- 2 前項の着手金及び報酬金は、事案の内容により、30%の範囲内で増減額することができる。
- 3 前2項の着手金は、100,000円を最低額とする。
- 4 契約締結に至り報酬金を受けたときは、契約書その他の文書を作成した場合、手数料は報酬金に含まれるものとする。

(督促手続事件)

第44条 督促手続事件の着手金は、経済的利益の額を基準として、次表のとおり算定する。

経済的利益の額	着手金
300万円以下の部分	3%
300万円を超え3,000万円以下の部分	2%
3,000万円を超え3億円以下の部分	1%
3億円を超える部分	0.5%

- 2 前項の着手金は、事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができる。
- 3 前3項の着手金は、50,000円を最低額とする。
- 4 督促手続事件が訴訟に移行したときの着手金は、第17条又は第45条の規定により算定された額と前2項の規定により算定された額との差額とする。
- 5 督促手続事件の報酬金は、回収した金額に基づき第17条又は第45条の規定により算定された額の2分の1とする。
- 6 前項の目的を達するため、民事執行事件を受任するときは、第1項ないし前項の着手金又は報酬金とは別に、民事執行事件の着手金として第17条の規定により算定された額の3分の1を、報酬金として同条の規定により算定された

額の4分の1を、それぞれ受けることができる。

(手形、小切手訴訟事件)

第45条 手形、小切手訴訟事件の着手金及び報酬金は、経済的利益の額を基準として、次表のとおり算定する。

経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下の部分	4%	8%
300万円を超え3,000万円以下の部分	2.5%	5%
3,000万円を超え3億円以下の部分	1.5%	3%
3億円を超える部分	1%	2%

- 2 前項の着手金及び報酬金は、事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができる。
- 3 前2項の着手金は、50,000円を最低額とする。
- 4 手形、小切手訴訟事件が通常訴訟に移行したときの着手金は、第17条の規定により算定された額と前3項により算定された額との差額とし、その報酬金は、第17条の規定を準用する。

## 第2節 家事事件

### 第1款 相続

(相続放棄)

第46条 相続放棄に関する費用は、50,000円とし、同一の被相続人について1人以上の相続人の相続放棄を行う場合は1人につき20,000円を加算する。

(限定承認)

第47条 相続の限定承認に関する費用は次のとおりとする。

(1) 基礎金額 200,000円から

(2) 加算事由

(ア) 積極財産に関する加算事由

第51条(2)の例による

(イ) 消極財産に関する加算事由

- |                  |               |
|------------------|---------------|
| ① 債権者数20者未満の場合   | 加算しない         |
| ② 債権者数20者～29者の場合 | 100,000円を加算する |
| ③ 債権者数30者～39者の場合 | 150,000円を加算する |
| ④ 債権者数40者以上の場合   | 200,000円を加算する |

(相続財産管理人選任申立)

第48条 相続財産管理人選任申立に関する費用は、100,000円とする。

(特別縁故者からの相続財産分与の申立)

第49条 特別縁故者からの相続財産分与の申立に関する費用は、次のとおりとする。

着手金 200,000円

報酬金 第17条の基準による

(遺産分割)

第50条 遺産分割に関する費用は、第14条13号の規定に基づいて算出された経済的利益の額を基準として、第17条の基準による。

2 遺産分割交渉事件から引き続き遺産分割調停事件を受任するときの着手金は、全項の規定による遺産分割調停事件の着手金の2分の1とする。

3 遺産分割調停事件から引く続き遺産分割審判事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による遺産分割審判事件の着手金の2分の1とする。

4 前3項の規定にかかわらず、弁護士は、依頼者と協議の上、遺産分割事件の着手金及び報酬金を、依頼者の経済的資力、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し、適正妥当な範囲内で増減額することができる。

(遺言書作成等)

第51条 遺言書の作成及び執行に関する費用は、次のとおりとする。

(1) 遺言書作成

項目	分類		手数料
遺言書作成	事案簡明		50,000円から 150,000円の範囲内の額
	非定型 (上記の場合以外)	基本	遺産額が300万円以下の部分 100,000円 300万円を超え3,000万円以下の部分、下記割合の金員を加算(以下同じ) 1% 3,000万円を超え 3億円以下の部分 0.3% 3億円を超える部分 0.1%
		特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
	公正証書にする場合		上記の手数料に実費は含まれない。

(2) 遺言の執行

遺言執行	基本	<p>300万円以下の部分  300,000円  300万円を超え3,000万円以下の部分, 下記割合の金員を加算 (以下同じ)</p> <p style="text-align: right;">2%</p> <p>3,000万円を超え3億円以下の部分</p> <p style="text-align: right;">1%</p> <p>3億円を超える部分</p> <p style="text-align: right;">0.5%</p>
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と受遺者との協議により定める額
	遺言執行に裁判手続を要する場合	遺言執行手数料とは別に、裁判手続きにする弁護士報酬を請求することができる

## 第2款 夫婦関係

(離婚等夫婦関係調整)

第52条 離婚等夫婦関係調整事件の手数料及び着手金は次のとおりとする。

手続き	内容	手数料	着手金
保全処分	財産に関する保全処分	100,000	
	子の親権・監護に関する保全処分	100,000	
	身体に関する保全処分 (DV事件)	200,000	
交渉・調停	離婚のみの請求		150,000
	付随請求を伴う離婚請求		200,000
	養育費、財産分与、慰謝料、離婚時年金分割等請求単独		150,000 ～
	親権の帰属が主たる争点の事案		200,000
	離婚を求められる側		200,000
	付随請求を伴う離婚請求を求められる側		250,000
訴訟・審判手続を伴う審判	離婚のみの請求		250,000
	付随請求を伴う離婚請求		300,000 ～
	養育費、財産分与、慰謝料、離婚時年金分割等請求単独		150,000
	親権の帰属が主たる争点の事案		200,000
	被告代理人		200,000 以上

2 離婚等夫婦関係調整事件の報酬金は次のとおりとする。

内 容		報酬金
離婚のみの請求をして離婚が成立した場合		200,000
付随請求を伴う離婚請求で離婚が成立した場合 (下記項目を加算)		100,000
付随請求として親権・養育費・離婚時年金分割の請求をして認められた場合		50,000
財産分与	得られた経済的利益が 500 万円未満の部分	15%
	得られた経済的利益が 500 万円を越える部分	10%
慰謝料	得られた経済的利益が 500 万円未満の部分	15%

	得られた経済的利益が500万円を越える部分	10%
養育費の額が主たる争点の事案で養育費の支払いが命じられた場合		2年分の 10%
親権の帰属が主たる争点の事案		200,000 以上
離婚請求を受けてその請求を排斥した場合		200,000 以上

- 3 示談交渉又は調停事件から引き続き訴訟事件を受任するときの着手金は、第1項の規定により算出された額の2分の1とする。
- 4 付随請求を伴う離婚請求で離婚が成立した場合には、離婚成立の報酬金に付随請求の報酬金を合算して支払うものとする。
- 5 「得られた経済的利益」とは、請求人にとっては受任前に相手方が提示していた金額と受領した額との差額を、被請求人にとっては相手方の請求額と解決額との差額をいう。
- 6 依頼者が分割で慰謝料等を受領した場合は、報酬額を減額することができる。
- 7 事件の特殊性等により、代理人業務の遂行に困難が予想される事情があるときは、依頼者と協議のうえ、着手金・報酬額の増額を求めることがある。

(協議離婚無効確認訴訟)

第53条 協議離婚無効確認訴訟の着手金・報酬金は次のとおりとする。

- ① 着手金 100,000円～200,000円
- ② 報酬金 200,000円～400,000円

### 第3款 成年後見

(後見開始の審判申立)

第54条 後見開始、補佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任の各申立事件の費用は、100,000円以上とする。具体的金額は管理対象財産の性質、額等を斟酌して算定する。

- 2 前項の場合、鑑定に要する費用は別途請求する。

## 第4款 その他の家事事件

(その他の家事事件)

第55条 各種家事事件に関する費用は次のとおりとする。

- (1) 不在者財産管理人選任申立 100,000円以上
- (2) 失踪宣告 150,000円以上
- 2 その他, 調停, 審判の費用については協議の上決定する。

## 第3節 刑事事件

(刑事事件の着手金)

第56条 刑事事件の着手金は, 次のとおりとする。

(1) 起訴前段階

- 事案簡明 150,000円
- 上記以外 200,000円以上

(2) 起訴後段階

(ア) 起訴前から受任し或いは上訴審につき原審から受任していた弁護士が引き続き担当する場合は次の金額を加算する。

- 事案簡明 150,000円
- 上記以外 200,000円以上

(イ) 弁護士が起訴後第1審弁護人を受任した場合及び上訴審から受任した場合は次のとおりとする。

- 事案簡明 200,000円～350,000円
- 上記以外 400,000円以上

(3) 再審請求事件 1,000,000円以上

(刑事事件の報酬金)

第57条 刑事事件の報酬金は, 下記金額を基準として, 事件の結果に応じて協議す

- る。
- (1) 起訴前弁護
    - 不起訴となった場合 200,000円
    - 求略式命令 100,000円～200,000円
  - (2) 起訴後弁護
    - 無罪 500,000円以上
    - 執行猶予 200,000円以上
    - 求刑された刑が減輕された場合（2/3以下になった場合）  
50,000円以上
  - (3) 再審請求事件 300,000円

(保釈等)

第58条 保釈、勾留の執行停止、抗告、即時抗告、準抗告、特別抗告、勾留理由開示等の申立はそれぞれの手続毎に5万円を加算する。

2 上記申立が認められた場合の報酬は、それぞれの手続につき100,000円とする。

3 起訴後再逮捕が続く場合の着手金は、事案により各5万円～10万円を加算する。

(告訴、告発等)

第59条 告訴、告発、検察審査の申立、仮釈放、仮出獄、恩赦等の手続の着手金は、1件につき100,000円以上とし、報酬金は、依頼者との協議により受けることができる。

## 第4節 少年事件

(少年事件の着手金)

第60条 少年事件の着手金は次のとおりとする。

(1) 家裁送致前段階

事案簡明 150,000円

上記以外 200,000円以上

(2) 家裁送致後の付添人で送致前から受任している場合

事案簡明 100,000円

上記以外 150,000円以上

(3) 家裁送致後の受任

事案簡明 200,000円

- 上記以外 300,000円以上
- (4) 抗告・再抗告及び保護処分を取り消し  
200,000円

(少年事件の報酬)

第61条 少年事件の報酬は次のとおりとする。

- (1) 審判不開始 200,000円
- (2) 保護観察処分 200,000円
- (3) 不処分 300,000円以上

### 第5節 心神喪失者等医療観察法に基づく事件

第62条 第3節に準じて、依頼者と別途協議する。

## 第6節 行政事件

(行政上の不服申立事件)

第63条 行政上の異議申立、審査請求、再審査請求その他の不服申立事件の着手金は、第17条の規定により算定された額の3分の2とし、報酬金は、同条の規定により算定された額の2分の1とする。ただし、審尋又は口頭審理等を経たときは、同条の規定を準用する。

2 前項の着手金は、100,000円を最低額とする。

## 第4章 手数料

(手数料)

第64条 手数料は、この規程に特に定めのない限り、事件等の対象の経済的利益の額を基準として、次の各号の表のとおり算定する。なお、経済的利益の額の算定については、第14条ないし第16条の規定を準用する。

### 1 裁判上の手数料

項 目	分 類	手 数 料
-----	-----	-------

証拠保全 (本案事件を併せて受任したときでも本案事件の着手金とは別に受けることができる。)	基本	20万円に第17条第1項の着手金の規定により算定された額の10%を加算した額
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
即決和解 (本手数料を受けたときは、契約書その他の文書を作成しても、その手数料を別に請求することはできない。)	示談交渉をしない場合	300万円以下の部分 100,000円 300万円を超え3,000万円以下の部分、下記割合の金員を加算(以下同じ) 1% 3,000万円を超え3億円以下の部分 0.5% 3億円を超える部分 0.3%
	示談交渉を要する場合	示談交渉事件として、第18条又は第22条ないし第24条の各規定により算定された額
公示催告		即決和解の示談交渉を要しない場合と同額
倒産整理事件の債権届出	基本	50,000円から 100,000円の範囲内の額
	特に複雑又は特殊な事情がある	弁護士と依頼者との協議により定める額場合
簡易な家事審判(家事審判法第9条第1項甲類に属する家事審判事件で事案簡明なもの。)		100,000円から 200,000円の範囲内の額

## 2 裁判外の手数料

項目	分類	手数料
法律関係調査 (事実関係調査を含む。)	基本	50,000円から 200,000円の範囲内の額
	特に複雑又は特殊事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額

契約書類及びこれに準ずる書類の作成	定型	経済的利益の額が1,000万円未満のもの	50,000円から 100,000円
		経済的利益の額が1,000万円以上1億円未満のもの	100,000円から 300,000円の範囲内の額
		経済的利益の額が1億円以上のもの	300,000円以上
	非定型	基本	300万円以下の部分 100,000円 300万円を超え3,000万円以下の部分、下記割合の金員を加算（以下同じ）  1% 3,000万円を超え3億円以下の部分  0.3% 3億円を超える部分 0.1%
		特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
	公正証書にする場合		上記の手数料に30,000円を加算する。
内容証明郵便作成	弁護士名の表示なし	基本	10,000円から 30,000円の範囲内の額
		特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
	弁護士名の表示あり	基本	30,000円から 50,000円の範囲内の額
		特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額

会社設立等	設立、増減資、合併、分割、 組織変更、通常清算	<p>資本額若しくは総資産額のうち高い方の額又は増減資額に応じて以下により算出された額。ただし、合併又は分割については200,000円を、通常清算については1,000,000円を、その他の手続については100,000円を、それぞれ最低額とする。</p> <p>1,000万円以下の部分 4%</p> <p>1,000万円を超え 2,000万円以下の部分 3%</p> <p>2,000万円を超え 1億円以下の部分 2%</p> <p>1億円を超え 2億円以下の部分 1%</p> <p>2億円を超え 20億円以下の部分 0.5%</p> <p>20億円を超える部分 0.3%</p>
会社設立等以外の登記等	申請手続	1件50,000円。ただし、事案によっては、弁護士と依頼者との協議により、適正妥当な範囲内で増減額することができる。
	交付手続	登記簿謄抄本、戸籍謄抄本、住民票等の交付手続は、1通につき1,000円とする。
株主総会等	基本	300,000円以上

指導	総会等準備も指導する場合	500,000円以上
現物出資等証明（商法第173条第3項等及び有限会社法第12条の2第3項等に基づく証明）		1件300,000円。ただし、出資等にかかる不動産価格及び調査の難易、繁簡等を考慮して、弁護士と依頼者との協議により、適正妥当な範囲内で増減額することができる。
簡易な自賠償請求（自動車損害賠償責任保険に基づく被害者による簡易な損害賠償請求）		次により算定された額。ただし、損害賠償請求権の存否又はその額に争いがある場合には、弁護士は、依頼者との協議により適正妥当な範囲内で増減額することができる。 給付金額が150万円以下の場合 50,000円 給付金額が150万円を超える 場合 給付金額の2%

#### 就業規則等

- (1) 就業規則新規作成及び就業規則診断  
金200,000円とする。
- (2) 36協定等付加的な規定の作成  
1つにつき金50,000円とする。

## 第5章 時間制

（時間制）

第65条 弁護士は、依頼者との協議により、受任する事件等に関し、第2章ないし第4

章及び第7章の規定によらないで、1時間あたりの適正妥当な委任事務処理単価にその処理に要した時間（移動に要する時間を含む。）を乗じた額を、弁護士報酬として受けることができる。

- 2 前項の単価は、1時間ごとに10,000円以上とする。
- 3 弁護士は、具体的な単価の算定にあたり、事案の困難性、重大性、特殊性、新規性度等を考慮する。
- 4 弁護士は、時間制により弁護士報酬を受けるときは、あらかじめ依頼者から相当額を預かることができる。

## 第6章 顧問料

（顧問料）

第66条 顧問料は、次表のとおりとする。ただし、事業者については、事業の規模及び内容等を考慮して、その額を減額することができる。

事業者	月額30,000円以上
非事業者	年額60,000円 (月額5,000)以上

- 2 顧問契約に基づく弁護士業務の内容は、依頼者との協議により特に定めのある場合を除き、一般的な法律相談とする。
- 3 簡易な法律関係調査、簡易な契約書その他の書類の作成、簡易な書面鑑定、契約立会、従業員との法律相談、株主総会の指導又は立会、講演などの業務の内容並びに交通費及び通信費などの実費の支払等につき、弁護士は、依頼者と協議のうえ、顧問契約の内容を決定する。

## 第7章 日当

（日当）

第67条 日当は、次表のとおりとする。

半日（往復2時間を超え4時間まで）	20,000円以上
	40,000円以下
1日（往復4時間を超える場合）	50,000円以上

- 2 前項にかかわらず、弁護士は、依頼者と協議のうえ、前項の額を適正妥当な範囲内で増減額することができる。
- 3 弁護士は、概算により、あらかじめ依頼者から日当を預かることができる。

## 第8章 実費等

（実費等の負担）

- 第68条 弁護士は、依頼者に対し、弁護士報酬とは別に、収入印紙代、郵便切手代、謄写料、交通通信費、宿泊料、保証金、保管金、供託金、その他委任事務処理に要する実費等の負担を求めることができる。
- 2 弁護士は、概算により、あらかじめ依頼者から実費等を預かることができる。

（交通機関の利用）

- 第69条 弁護士は、出張のための交通機関については、最高運賃の等級を利用することができる。

## 第9章 委任契約の清算

（委任契約の中途終了）

- 第70条 委任契約に基づく事件等の処理が、解任、辞任又は委任事務の継続不能により、途中で終了したときは、弁護士は、依頼者と協議のうえ、委任事務処理の程度に応じて、受領済みの弁護士報酬の全部若しくは一部を返還し、又は弁護士報酬の全部若しくは一部を請求する。

2 前項において、委任契約の終了につき、弁護士のみには重大な責任があるときは、弁護士は受領済みの弁護士報酬の全部を返還しなければならない。ただし、弁護士が既に委任事務の重要な部分の処理を終了しているときは、弁護士は、依頼者と協議のうえ、その全部又は一部を返還しないことができる。

3 第1項において、委任契約の終了につき、弁護士に責任がないにもかかわらず、依頼者が弁護士の同意なく委任事務を終了させたとき、依頼者が故意又は重大な過失により委任事務処理を不能にしたとき、その他依頼者に重大な責任があるときは、弁護士は、弁護士報酬の全部を請求することができる。ただし、弁護士が委任事務の重要な部分の処理を終了していないときは、その全部については請求することができない。

(事件等処理の中止等)

第71条 依頼者が着手金、手数料又は委任事務処理に要する実費等の支払いを遅滞したときは、弁護士は、事件等に着手せず又はその処理を中止することができる。

2 前項の場合には、弁護士は、あらかじめ依頼者にその旨を通知しなければならない。

(弁護士報酬の相殺等)

第72条 依頼者が弁護士報酬又は立替実費等を支払わないときは、弁護士は、依頼者に対する金銭債務と相殺し又は事件等に関して保管中の書類その他のものを依頼者に引き渡さないでおくことができる。

2 前項の場合には、弁護士は、すみやかに依頼者にその旨を通知しなければならない。

附 則

この規程は、平成31年2月1日から施行する。